

## 令和6年度(2024年度)実施状況報告に関する質問・意見

1	DV相談等について
2	こどもの権利に関する相談事業
3	各種サポーター養成講座の効果について
4	生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会
5	シティFM・RKKスポット放送による人権啓発
6	心のバリアフリー事業について
7	外国人に関する人権問題について
8	ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題現地研修会事業
9	犯罪被害者等に関する人権問題(市政だよりへの掲載)
10	犯罪被害者等に関する人権問題(支援の取組)
11	インターネットに関する学校(教育)等での取組
12	災害に関する人権問題の講演会について



# 令和6年度(2024年度)の実施状況報告に関する質問・意見等に対する回答

## 1 DV相談等について (資料1 P3)

佐々木委員

### 【質問・意見】

DV相談窓口には弁護士による法律相談だけでなく、警察相談窓口(#9110)との連携を行うことが今後必要と考えています。

軽度の知的障害をもつ若い女性が、交際相手から貯金を使い込まれて借金を肩代わりさせられるなどの金銭的・心理的被害を受ける事例もあります。自分にも悪い所があるからと家族や支援機関への相談を拒否し、支援機関につながらないまま状況が悪化し、闇バイトに関わるなど危険な環境に巻き込まれるケースもあります。

特に知的障害があることで、今自分がどのような状況に置かれているか、今のまま進むと今後どのようなリスクがあるのか客観的に判断することに難しさを抱えています。知的障害・DV・闇バイトという、判断力の凹凸・社会的孤立・経済搾取や心理コントロールが重なり合う構造であり、地域の支援体制が個別に対応しては防ぎきれない課題です。

被害が疑われても本人が相談をためらう事例は少なくなく、つながるかどうかは最終的には本人の選択です。そのうえで勇気を出して相談につながった際に、複数の機関が連携して包括的に対応できる体制があることが重要だと考えています。DV相談と警察相談を連携させることで、金銭的・心理的被害を含めた包括的支援が可能となり、早期の介入や二次被害の防止につながると考えます。

課名: 男女共同参画課

### 【回答】

ご指摘のとおり、DV相談においては法的支援のみならず、警察との連携による安全確保や早期対応が重要です。本市におきましては、既に警察との連携体制を構築しており、必要に応じて情報共有や同行支援等を行っております。

また、ご紹介いただいた事例のように、知的障害を有する方がDVや経済的搾取、さらには犯罪に巻き込まれるリスクを抱えるなど、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進んでいます。本市では令和7年3月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定しており、「複数の機関が連携して包括的に対応できる体制」として、関係部署や福祉・医療・司法・警察等の関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を設置し、個別の支援対象者に関する情報共有、詳細な支援方針の決定等包括的に支援を行うこととしております。

本市としても、早期介入および連携強化は必要不可欠であると認識しており、引き続きその体制づくりに努めてまいります。

## 【質問・意見】

「こどもホットライン」は相談窓口の認知度向上を図ったことにより、相談件数の増加につながったということですが、具体的に相談件数はどのくらいでしょうか。

- ① こどもの相談件数
- ② 保護者からの相談件数
- ③ チャットの相談件数

こどもの相談のしやすさといった観点からみると、電話やメール相談とチャット相談にはどのような違いがあるのでしょうか。

課名： こどもの権利サポートセンター

## 【回答】

① こども本人からの相談件数

- ・電話25件、メール5件、専用はがき109件などで、合計140件
- ・NPO 法人に委託している24時間のチャット相談で、のべ823件

② 保護者からの相談件数

- ・電話72件、メール13件などで、合計86件
  - ・NPO 法人に委託している24時間のチャット相談では、こども以外※の相談が、のべ127件
- (※こども以外・・・こどもの保護者かどうかは不明)

③ チャットの相談件数 のべ950件

※チャット相談のうち、こどもからの相談16件、保護者からの相談4件について、当センターに対応依頼があり個別対応を行った。

「こども本人からの相談」で「電話、メール」と「チャット相談」を比較すると、「電話、メール」の30件に対し、「チャット相談」はのべ823件と非常に多い状況にあります。

- ・チャット相談は、24時間365日対応が可能(NPO 法人に委託)
  - ・匿名で気軽に利用できる
  - ・市立学校の児童生徒に配付されている学習用タブレットからも(インターネットにつながる環境があれば)利用できる
- といったことから、こどもにとって相談しやすいツールであると考えられます。

なお、メールやチャット相談が困難、不慣れな小学校低中学年や支援学級の児童を対象に、「専用はがき」を配付して相談を受けており、特に、小学校1～3年生はチャット相談も比較的少なく、はがき相談が有効であると考えています。

## 【参考データ】

R6 のチャット相談のべ 950 件中、小 1～3 は 10 数件程度(ちなみに小 4 は 75 件)に対し、R6 のはがき相談は、小 1 が 19 件、小 2 が 33 件、小 3 が 29、小 4 が 26 件。

【質問・意見】

全体的にいろいろな取り組みをされており、その成果が「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」の増加につながっているのではないかと思います。特に、実際に当事者の声を聴くことはより理解を深めることに効果的であると考えますが、さまざまな講演会が実施されており、全般的に参加者数も確保されていることは評価できると考えます。

毎年、さまざまなサポーター養成をされており、多くの方が受講されていますが、サポーターの方々は実際どのような活動をされているのか、その効果はどのようなかを教えてください。

課名： こども家庭福祉課

【回答】 P5(オレンジリボンサポーター養成講座)

オレンジリボンサポーター養成講習会においては、以下の目的のもとに実施しております。

1. 市民の皆様へ児童虐待への関心を持って頂き、現状を正しく理解して頂くこと。
2. 児童虐待とはどのようなものかを正しく知っていただくこと。
3. 児童虐待をなくすためには社会全体での取り組みが重要であり、市民一人ひとりが主体的に関わる意識を持っていただくこと。
4. 児童虐待の通告先である「189(いちはやく)」の周知を図ること。
5. オレンジリボン運動公式サイト(認定 NPO 法人・児童虐待防止全国ネットワーク)へのサポーター登録の推奨(任意)。

講習会受講後に修了認定証を交付いたしますが、修了後に特定の活動を義務付けるものではありません。受講者の皆様には、児童虐待と思われる状況を見かけた際にためらうことなく通告先へ連絡していただくこと、学んだ内容を周囲にお伝えいただくこと、また、支援が必要と思われる親子に声をかけるなど、日常の中でできることから取り組みをお願いしております。

さらに、可能であればオレンジリボン運動公式サイトにてサポーター登録を行って頂くことで、様々な活動等のご案内が届きます。ご自身の意思により、参加をお願いしているところです。

サポーター養成の直接的な効果を検証するものではありませんが、講習会のアンケート結果において、児童虐待通告先「189」を知っていると回答した方の割合が、令和 5 年度の 35%から令和 6 年度には 52%へと増加しました。これは、サポーターの皆様による周知活動の成果の一端であるとも考えられます。

また、「こども計画」における「児童虐待を相談できる人や場所を知っている市民の割合」について、令和 5 年度が 78.3%、令和 6 年度が 80.1%であり、令和 13 年度には 90%を目標としています。このことから、本事業はその目標達成に向けた取り組みの一つとして、長期的な視点で評価していくことができると考えています。

今後も、サポーター養成をはじめとする児童虐待防止の取り組みを推進してまいります。

【回答】 P15(障がい者サポーター研修)

熊本市では、障がいのある方への理解促進と支援の輪を広げるため、「障がい者サポーター制度」を推進しております。この制度は、専門的な資格を必要とせず、市民一人ひとりが「できることを、ちょっとずつ」実践することを目的としており、令和7年3月末で累計11,912名がサポーターとして登録されています。

サポーターの活動は、日常生活で困っている方に声をかけることや、障がいの理解を広げる講演会やイベントへの参加、地域の福祉施設でのボランティアなど、身近な場面での支援が中心です。

特に、講座やイベントでは障がいのある方から直接体験談を伺う機会を設けており、参加者の理解を深める貴重な機会となっています。

こうした取り組みを通じて、障がいに関する正しい理解が広がり、地域における障がいに対する理解の向上に繋げております。

今後は、受講者の意欲を地域の力として更に活かしていくため、市の広報媒体等を活用し、市が主催する障がいの理解に関するワークショップやイベントにスタッフとして参加いただく仕組みなども検討してまいります。

4 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会 (資料1 P7)

前田委員

【質問・意見】

生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の経費が0円となっていますが、講師はどのようにされているのでしょうか。

課名： 妊娠内密相談センター

【回答】

妊娠内密相談センター職員(養護教諭、保健師、心理相談員)が講師を務めました。

5 シティ FM・RKK スポット放送による人権啓発 (資料1 P13)

前田委員

【質問・意見】

シティ FM を活用した職員による啓発や RKK のスポット放送を活用した児童・生徒による人権メッセージの発信は、経費が0円となっていますが、どのように実施されているのでしょうか。

課名: 人権教育指導室

【回答】

熊本シティ FM の市政広報ラジオ番組「おはよう熊本市」と RKK 熊本放送のラジオ番組「小学生の時間」内の市政広報スポット放送については、広報課が市全体の広報のために委託している事業を活用しております。

そのため、経費を0円としておりましたが、広報課に確認したところ、毎週月曜日から金曜日(午前 7 時 45 分～58 分)放送の「おはよう熊本市」は全体で 7,722 千円、毎週日曜日放送の「小学生の時間」内のスポット放送につきましては、613 千円ということでした。

6 心のバリアフリー事業について (資料1 P15)

佐々木委員

【質問・意見】

「バリアフルレストラン in くまもと」に利用者様を引率して参加しました。車椅子の方が多数派、歩く方が少数派という現実とは状況が逆転した空間を体験しながら、日常とは異なる視点で不便さや配慮について学びました。自分たちの生活環境を改めて見つめ直す貴重な機会となりました。体験型のイベントに参加することで、小学生たちや利用者様にも車椅子の方の生活や気持ちへの理解が深まったようでした。今後もこのような体験型の理解促進イベントを継続して開催していただきたいと思います。

課名: 健康福祉政策課

【回答】

昨年度に引き続き、令和7年度も「バリアフルレストラン in くまもと」を開催します。今回は、熊本市立必由館高等学校に会場を移して、小・中学生及び高校生を中心に体験いただくこととしています。

さらに、体験した子どもたちの声を市政だよりや市ホームページを通じて市民の皆様へ発信し、「心のバリアフリー」について考える機会を創出していきたいと考えています。

7 外国人に関する人権問題について (資料1 P25~27)

前田委員

【質問・意見】

TSMC の進出などを受けて、これまでと異なる取組や重点的に行われている取組があれば教えてください。

課名: 国際課

【回答】

在住外国人が急増し、過去最高を更新する中、多文化共生社会のさらなる推進に向けて、外国人総合相談窓口の相談体制の充実(台湾相談員の設置)や地域日本語教育の拡充に取り組んでいます。特に、台湾からの転入者の増加が顕著であることから、台湾華語に対応できる専門員を雇用し、行政文書の翻訳や申請手続き等の通訳対応を強化しています。また、国際交流会館や台湾出身者の多い地域のまちづくりセンターで台湾関連イベントを開催するなど、交流の場を広げています。

さらに、本市では TSMC の進出に伴う経済振興と都市課題への対応を目的に、庁内横断組織「熊本市半導体関連産業集積推進本部」を設置し、住環境、交通、環境保全、人材確保、土地利用など多岐にわたる課題に対し、全庁を挙げて対策を講じています。

8 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題現地研修会事業(資料1 P38)

前田委員

【質問・意見】

経費が約 20 万円に対し、参加者が 16 名と少ないのですが、今後参加者を増やすためにどのような取組をされる予定であるか、具体的に教えてください。

課名: 人権政策課

【回答】

ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題についての知識や理解を深めるため、菊池恵楓園歴史資料館やリデル、ライト両女子記念館等を訪れ、当事者からの講義を聴講する事業を実施しています。令和6年度は参加者が 16 名と少ない結果となりました。

当課が実施します人権に関する他の事業と比べますと、中身に踏み込んだ学びを深めるための要素が強いことが、参加者の増員につながらないことも考えられます。

今後は、研修会に参加しやすいよう現地研修会の合間にリラクスポイントを設けるといった工夫の検討や人権映画会などの各種イベントでのPRや市政だよりやホームページへの掲載など広報に努めてまいります。

【質問・意見】

市政だよりは多くの市民が見ることのできる媒体であり、犯罪被害者等について知っていただく良い機会になると思われることから、継続して実施していただきたい。

誰もが犯罪被害者になり得る社会であり、社会全体で犯罪被害者等を支える責務があることはあまり認知されておらず、犯罪被害者等の人権については課題も多いことから引き続き啓発活動を実施していただきたい。

課名：人権政策課

【回答】

毎月、市政だよりの「くらしの中の人権」のコーナーに、人権に関するコラムを掲載しています。当基本計画では、20の分野別人権問題に取り組むこととしており、これらについて、それぞれの強化月間や週間にあわせて記事を掲載するようにしています。

犯罪被害者等の人権問題については、「犯罪被害者週間」である11月25日から12月1日(令和7年度からは11月1日～12月1日を「犯罪被害者月間」に拡充)にあわせて、毎年11月号に掲載をしています。記事の掲載にあたりましては、生活安全課と協力して取り組んでいます。

市政だよりは、家庭内で繰り返し見ることができる媒体であり、今後も様々な人権問題について親しみやすい記事を掲載していくとともに、犯罪被害者等の人権問題については、各種イベントでのパンフレットの配布など所管課と連携して取り組んでまいります。

【質問・意見】

生活安全課は、日頃から犯罪被害者等に対する活動に尽力されており、今後も犯罪被害者等基本計画に基づく機関内ワンストップ支援の要として活動を継続していただきたい。

課名：生活安全課

【回答】

犯罪被害に遭われた方やそのご家族の皆様のご多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、精神的なストレスや心身の不調に加え、捜査や裁判等による時間的制約や思わぬ経済的負担、周囲からの配慮に欠ける言動や心ない誹謗中傷など、様々な二次被害に苦しまれています。

そのような中、熊本市としては、市町村は住民にとって最も身近な基礎自治体として、犯罪被害者等支援において重要な役割を担っているものと認識しております。

また、熊本県警や高田委員が所属されている、くまもと被害者支援センターなどの関係機関・民間団体の取組に協力しているところです。

今後も、機関内ワンストップ支援体制の強化や犯罪被害者等に関する広報・啓発を実施し、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が安心して地域で生活ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

【質問・意見】

こどもたちの多くは自分の携帯電話を持っている社会になっていますが、正しい使い方やゲームなどの裏にある危険等について、こどもも保護者もいっしょに学ぶ必要があると思います。資料1のP46～47では公民館の主催による小学校を対象とした5つの取組がありますが、それ以外に各小・中学校を対象にインターネットに関する講演会等を実施しているのでしょうか。

課名： 総合支援課・教育センター

【回答】

以下の取組を行っています。

●学校に関わる取組(教育委員会から学校への周知等)

- ・長期休業前に児童生徒が規範意識を持って SNS 等を活用することができるよう指導を行うことの周知
- ・SNS 等の安心・安全な利用のために熊本県内の中学生の保護者及び教職員(新入生の同席可)を対象に関係機関が行う啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)の活用に関する周知
- ・学校から保護者に向けての啓発の推進についての周知
- ・関係機関からの啓発や注意喚起の内容の周知(例:学警連だより)

●学校での相談対応

- ・SNSに起因する児童生徒の悩みは、教職員や心のサポート相談員、SC(スクールカウンセラー)等が聞いて対応している。

●教員対象の研修の実施

学校教育における情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育の充実を図る研修実施

- ・情報教育担当者に対する悉皆研修
- ・時間外に民間企業などの協力を得て行う自主参加型研修
- ・学校の要望にあわせた指導主事による校内研修

【質問・意見】

様々な研修や講演会等でゲーム形式がとても有効的だと聞きました。

令和7年3月16日 富合公民館での【みんなに優しいぼうさい】講演会で、カードゲーム「クロスロード」を使いとは、どのようなゲームだったのでしょうか。

課名： 富合公民館(富合まちづくりセンター)

【回答】

「クロスロード」とは、阪神・淡路大震災で災害対応にあたった神戸市職員へのインタビューをもとに作成された、カードゲーム形式の防災教材で、5人ぐらいのグループで行います。

問題カードには、例えば「3000人いる避難所で、2000食を確保した。この食糧を配るか配らないか」など、正解の無い問いが書かれており、プレイヤーはそれに対して「Yes」か「No」のカードを全員一斉に出します。

多数派の意見の人や1人だけ違うカードを出した人に点数が入るゲームですが、なぜそのカードを出したのか、Yes や No の理由を発言してもらうことで、様々な価値観や視点に気づくことができるようになっています。